

○岡山県警察本部警備部警備課航空隊運営要綱の制定について(通達)

(令和3年6月15日岡備第199号/岡地第200号警察本部長例規)

各部長

首席監察官

総務統括官

運転免許センター長

各所属長

この度、警察用航空機の運用の見直しに伴い、別添のとおり岡山県警察本部警備部警備課航空隊運営要綱を制定し、令和3年7月1日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

なお、岡山県警察本部地域部地域課航空隊運営要綱の制定について(通達)(平成29年3月16日岡地第93号例規)は廃止する。

別添

岡山県警察本部警備部警備課航空隊運営要綱

1 趣旨

この要綱は、岡山県警察本部警備部警備課航空隊(以下「航空隊」という。)の運営及び警察用航空機(以下「航空機」という。)の運用、整備等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

航空機の運用等に関しては、警察用航空機の運用等に関する規則(昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)、警察用航空機の運用等に関する細則(平成4年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。)、航空関係法令その他の法令に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

3 航空業務の基本

- (1) 航空業務は、航空機の運航の安全を確保するとともに、警察業務の効率的な遂行に資するため、計画的にこれを行わなければならない。
- (2) 岡山県警察本部長(以下「本部長」という。)は、警察庁長官が定める航空業務計画の策定の指針に基づき、毎年度、航空業務計画を定めるものとする。
- (3) 本部長は、(2)の航空業務計画の策定後速やかに、これを警察庁長官に報告するものとする。
- (4) 本部長は、(2)により策定した航空業務計画に基づき、航空隊員に対し、所要の教育訓練を行うものとする。

4 活動の本拠

航空隊の活動の本拠として岡山市南区浦安南町に所在する岡南飛行場内に航空基地を設置し、航空基地に事務所、格納庫、航空機の整備のための施設、通信設備その他所要の施設及び設備を備えるものとする。

5 任務

航空隊は、航空機の運用により、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援を行うことを任務とする。

6 警備課長の職務

警備部警備課長(以下「警備課長」という。)は、本部長の命を受け、航空機の運用等に関する業務を総括し、航空機の効果的な運用を図るため関係所属長と緊密な連携を保つとともに、航空隊員の指導教養を行うものとする。

7 航空隊長

(1) 警備部警備課航空隊長(以下「隊長」という。)は、警視又は警部をもって充てる。

(2) 隊長は、3(2)の航空業務計画に従って航空機を運営し、航空隊の職員の運用、指揮監督及び指導教養に当たるとともに、次に掲げる業務を統括するものとする。

ア 航空機の運航及びその安全に関すること。

イ 航空機等の整備に関すること。

ウ 航空業務に関する教育訓練に関すること。

(3) 隊長は、(2)に規定する職務を実施するため、3(2)の航空業務計画に基づき次の計画を作成するものとする。

ア 毎年度の航空機事故の防止に関する計画

イ 四半期ごとの整備計画及び訓練計画

ウ 月別運航計画

8 運航責任者

(1) 規則第9条に規定する運航責任者(以下「運航責任者」という。)は、隊長とする。ただし、隊長が規則第2条第3号の航空従事者(以下「航空従事者」という。)でない場合は、隊長が航空従事者たる警察官の中から指定し、隊長を補佐させるものとする。

(2) 運航責任者に事故があるときは、隊長があらかじめ指定した者が運航責任者の業務を代行する。

(3) 運航責任者は、次の業務を行うものとする。

ア 航空機の機長の指定及び航空隊員の搭乗に関すること。

イ 機長が作成した飛行計画に承認(変更の承認を含む。)を与えること。

ウ 機長が航空機を出発させようとする場合において承認を与えること。

9 安全担当者

(1) 規則第10条第1項に規定する安全担当者は、隊長が航空従事者の中から指定する。

(2) 安全担当者は、運航責任者を補佐し、次の業務を行うものとする。

ア 航空機事故の防止に関する計画の案を立案すること。

イ 航空機を安全に運航するために必要な情報の収集及びその整理を行い、航空従事者等に提供すること。

ウ 航空機を安全に運航するために必要な教育訓練を行うこと。

エ 航空隊の航空従事者の健康管理に関する指導を行うこと。

10 航空隊員

(1) 航空隊員の勤務制は、警察職員の勤務制、勤務時間等に関する規程(平成4年岡山県警察訓令第16号)別表に掲げるフレキシブル勤務とする。

(2) 航空隊員は、常に関係法令の研究と技術の向上を図り、航空機の安全運航の確保及び航空業務の円滑な遂行に努めなければならない。

11 隊舎等の防護

隊長は、航空基地における火災その他の事故の防止に努めるとともに、非常の場合における航空基地及び航空機の防護に関する計画を策定しておかなければならない。

12 航空機の効率的な運用等

(1) 隊長は、5に規定する任務を遂行するために所要の調整を行い、主体的かつ統合的な運用計画を作成し、警備課長の承認を受け、運航責任者にその実行を命じるものとする。

(2) 運航責任者は、航空機の緊急出動に対処できるよう常に出動態勢を保持するものとする。

(3) 航空機の運用に当たっては、機動隊その他の所属のほか、他の警察部門と緊密な連携を保ち、県下の治安情勢に即した活動に努めなければならない。

13 警ら

(1) 航空機による警らに当たっては、各種警察事象の発生を勘案し、航空機の特性を発揮した広範囲な活動に努めるものとする。

また、警らに当たっては、原則として機長、副操縦士、整備士の航空従事者のほか、地域課員、関係署員等の搭乗に着意し、別表に定める警ら区、警ら路線を巡行して警察事象、交通の状況等の管内実態掌握に努めなければならない。

(2) 警らにより収集した必要な情報は、関係所属長に通報するとともに、その資料化に努めなければならない。

14 突発事案等の対応

(1) 隊長は、緊急配備、救難救助その他即応を要する事件又は事故といった突発事案等を認知した場合は、警備課長の承認を得てこれに対応するものとする。

(2) 警備課長が不在の場合又は承認に時間を要する場合において、急を要するときは、隊長の判断により通信指令課その他の関係所属と連携して対応し、事後速やかに警備課長に報告するものとする。

15 支援申請手続

航空機による支援又は航空機への搭乗を申請しようとする所属長は、当該申請に基づく飛行の7日前までに航空機支援・搭乗申請書(甲)(様式第1号)を隊長を經由して警備課長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、急を要するときは、電話その他の方法により承認を受けた後、速やかに航空機支援・搭乗申請書(甲)を提出するものとする。

16 支援承認

- (1) 警備課長は、15による申請があった場合は、その支援日時、目的、飛行経路、時間、離着陸場所等について審査するものとする。
- (2) 警備課長は、航空機による支援又は航空機への搭乗の承認をする場合は、その旨を当該所属長に通知するものとする。

17 搭乗手続

- (1) 16の(1)により審査を行った警備課長は、隊長を経て機長にその結果を連絡するものとする。
- (2) 搭乗者は、機長に警察手帳又は身分証明書を提示するものとする。

18 部外からの申請

- (1) 警備課長は、岡山県警察職員以外の者から航空機による支援又は航空機への搭乗の申請があった場合は、16に準じて審査し、その要請が警察活動に準ずるものであり、かつ、必要であると認めるときは支援し、又は搭乗させることができる。

なお、搭乗させる場合の承認基準は、次のとおりとする。

ア 被救助者、被保護者、護送を要する被疑者等を搭乗させる場合

イ 被救助者等に対する医療措置のため、医師等を搭乗させる場合

ウ 当該航空機の修理業者等がその業務に関して搭乗する場合

エ 防災、公害防止等警察業務と関連する業務の遂行に資するため、地方公共団体の職員及びその職員に随行する学識経験者等関係者を搭乗させる場合

オ 知事等公的機関の長から要請があった場合で、公益性、緊急性及び代替性を考慮して必要と認められ、かつ、警察業務の運営上支障がない場合

- (2) (1)による申請は、航空機支援・搭乗申請書(乙)(様式第2号)を警備課長に提出して行わなければならない。
- (3) 警備課長は、(1)による申請を承認する場合は、その旨を申請者に通知するものとする。

19 機長の責任と権限

- (1) 機長は、航空機の飛行につき、全ての責任を負うものとする。
- (2) 機長は、搭乗者に対し飛行の安全上必要な指示を行うことができる。
- (3) 搭乗者は、航空機の飛行に関しては、機長を指揮してはならない。

20 飛行計画の承認等

(1) 機長は、飛行前に搭乗者等と綿密な打合せの上、飛行計画を策定し、運航責任者の承認を受けなければならない。承認を受けた飛行計画を変更するときも同様とする。ただし、気象の急変その他のやむを得ない理由がある場合は、機長は自らの判断により直ちに計画を変更するなど適切な対応を行い、できる限り速やかに運航責任者の承認を受けなければならない。

(2) 機長は、飛行後に警備課長又は運航責任者に口頭及び書面により業務内容を報告するものとする。

21 緊急時の措置

機長は、飛行中に航空機の故障又は不調、気象の急変その他の理由により航空機に危難が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、人命の安全を図るため必要な措置を講ずるとともに、航空基地等に状況を速報しなければならない。

22 航空機事故の報告

機長は、航空機事故が発生した場合は、細則第5条第2項に規定する事項を速やかに本部長に報告しなければならない。

23 事故調査委員会の設置

(1) 本部長は、航空機による事故が発生した場合において必要があると認めるときは、航空機事故調査委員会(以下「事故調査委員会」という。)を設けることができる。

(2) 事故調査委員会は、本部長が指名し、又は委嘱する委員をもって構成する。

24 臨時発着場の指定

(1) 規則第18条に規定する臨時発着場は、本部長が指定するものとする。ただし、指定に当たり特別の判断を要しない場合は、警備課長が専決することができるものとする。

(2) 本部長は、臨時発着場の指定を行ったときは、その都度、当該臨時発着場を管轄する警察署長(以下「署長」という。)に通報するものとする。

(3) 署長は、(1)により指定された臨時発着場を変更し、又は新たに指定を受ける必要が生じた場合は、次に掲げる書類を添えて本部長に上申しなければならない。

ア 臨時発着場調査表(様式第3号)

イ 当該場所の所有者又は管理者の使用承諾書

25 臨時発着場における安全措置

署長は、航空機が管轄区域内の臨時発着場を離着陸に使用する場合は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該場所の所有者又は管理者に対する使用の連絡をすること。

(2) 関係者以外の者の立入りを禁止すること。

(3) 離着陸地帯及びその周辺の飛散物、可動物等を除去すること。

(4) 風向及び風速を確認するための吹き流しを立てること。

(5) 必要に応じ、砂じん防止のための散水を行うこと。

- (6) 航空機と常時通信連絡ができる無線機を配置すること。
- (7) 駐機中の航空機、燃料等の警戒警備を行うこと。

26 点検整備

- (1) 機長は、規則第 21 条の規定により、搭乗航空機の飛行規程等に定められた事項を出発前に点検、確認しなければならない。
- (2) 航空整備士は、規則第 21 条の区分及び細則に定める要領により、各種点検表等を活用した点検整備を実施するほか、常に点検整備に必要な情報の収集に努め、国土交通省航空局発行の耐空性改善通報及び航空機会社が発行する整備通報に該当する点検整備事項がある場合は、遅滞なく点検整備を行う等その徹底を図らなければならない。

27 試験飛行

運航責任者は、次のいずれかに該当する場合は、試験飛行を実施させ、機能及び安全等を確認しなければならない。

- (1) 規則第 21 条に規定する整備を完了した場合（普通整備完了時は、必要な場合に限る。）
- (2) 定期的なエンジンの出力点検等を実施した場合
- (3) 航空機整備品（任意装備品を含む。）を調整、交換等した場合
- (4) その他必要と認めた場合

28 本部長検査

- (1) 本部長は、6 月ごとに規則第 22 条に規定する検査を行わなければならない。
- (2) (1)による検査の結果の報告は、警備課長に対して行うものとする。

29 備付簿冊

運航責任者は、航空機の運航、整備等の状況を明らかにするため、細則第 7 条に規定するもののほか、必要な簿冊を備え付けるものとする。

30 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
航空機支援・搭乗申請書(甲)	警備課	1 年
航空機支援・搭乗申請書(乙)	警備課	1 年
臨時発着場調査表	警備課	1 年